

フィットテスト測定機器購入補助金

Q & A

1 リーフレット・補助金交付規程

Q 1-1 リーフレットの「補助を受けることができる機関」の(1)～(3)すべてに該当する労働衛生機関が申請した場合は全件交付対象となるのでしょうか。

A 1-1 「令和4年度フィットテスト測定機器購入補助金交付規程」(以下「補助金交付規程」という。)第6条に基づく審査委員会の審査をパスした労働衛生機関のみ交付対象となります。

Q 1-2 審査委員会では誰が審査を行うのですか。

A 1-2 全国労働衛生団体連合会の外部の労働衛生の専門家等です。

2 補助金交付申請書(様式1)

Q 2-1 申請書は、公募期間前でも申請可能でしょうか。

A 2-1 できません。公募期間内に申請してください。

Q 2-2 申請する機関が支部等である場合、代表者は理事長等ではなく、支部長等とするのでしょうか。

A 2-2 そのとおりです。

Q 2-3 申請に必要な書類をご教示ください。

A 2-3 以下の資料です。

- ① 補助金交付規程様式1 フィットテスト測定機器購入補助金交付申請書
- ② 補助金交付規程別紙1 事業場概要
- ③ 補助金交付規程別紙2 令和5年度フィットテスト事業実施計画
- ④ 補助金交付規程別紙3 確認書
- ⑤ 令和元年度～3年度決算書(写)(少なくとも貸借対照表及び損益計算書(又は正味財産増減計算書)を添付)
- ⑥ 作業環境測定機関登録証(写)、診療所開設届(写)の該当するもの
- ⑦ 事業内容を紹介するパンフレット等(作成している場合)
- ⑧ フィットテスト測定機器のカタログ(入手している場合)
- ⑨ フィットテスト測定機器の見積書
- ⑩ フィットテスト実施者養成研修修了証(写)

- Q 2-4 補助金交付規程別紙1（以下「事業場概要」という。）の「事業場規模（職員数）」には、パートタイマー、アルバイト、派遣労働者等は含めるのでしょうか。含める場合、短時間労働、低頻度出勤等の場合は、どの程度まで含めるのでしょうか。
- A 2-4 「事業場規模（職員数）」には、パートタイマー、アルバイト、派遣労働者等を含めて記載してください。パートタイマー、アルバイト、派遣労働者等は週1回程度以上出勤される方まで含めてください。
- Q 2-5 事業場概要の「事業場規模（職員数）」は、同じ場所の同一事業場内に、作業環境測定事業や特殊健康診断事業ではない事業部門がある場合、これらの他の事業部門の職員数も含めるのでしょうか。
- A 2-5 他の事業部門の職員数も含めてください。
なお、会社全体の事業場規模（職員数）ではないので、他の場所にある他の事業場の職員数は含めないようにお願いします。
- Q 2-6 事業場概要の「年度」とはいつからいつまででしょうか。
- A 2-6 各申請者の会計年度を指します。
- Q 2-7 事業場概要の「事業の実績」の令和3年度分の決算が出ていない場合は、元年度、2年度の2か年分でよいでしょうか。
- A 2-7 直近の3年分をご提出ください（3年間の事業実績があることが必要なため）。
- Q 2-8 事業場概要の「作業環境測定実施事業場数」の令和3年度分の集計が完了していない場合は、元年度、2年度の2か年分でよいでしょうか。
- A 2-8 直近の3年分をご記載ください（3年間の事業実績があることが必要なため）。
- Q 2-9 事業場概要の「作業環境測定実施事業場数」には、測定した作業場数と事業場数のどちらを記載したらよいでしょうか。
- A 2-9 後者です。なお、事業場とは会社を指すわけではなく、例えば同じ会社の工場が別の独立した場所に3工場あれば原則として3事業場となります。
- Q 2-10 事業場概要の「作業環境測定実施事業場数」について、同一事業場について年2回測定した場合は1回と計上するのでしょうか、それとも2回と計上するのでしょうか。
- A 2-10 年2回測定した場合は2回と計上してください。

Q 2-1 1 事業場概要の「特殊健康診断実施事業場数」の令和3年度分の集計が完了していない場合は、元年度、2年度の2か年分でよいでしょうか。

A 2-1 1 直近の3年分をご記載ください(3年間の事業実績があることが必要なため)。

Q 2-1 2 事業場概要の「溶接ヒュームに係る特殊健康診断の状況」とは、特定化学物質健康診断、じん肺健康診断のいずれか、あるいは双方の合計のいずれを記載するのでしょうか。

A 2-1 2 特定化学物質健康診断を受診した労働者数のみを記載してください。

Q 2-1 3 事業場概要の「3 補助申請額(税抜価格)」の欄は、例えば、購入予定額(税抜価格)が120万円の場合、記入欄の算式どおりであると60万円ですが、上限50万円とも記載されています。どの金額を書くのでしょうか。

A 2-1 3 上限値が50万円ですので、算式による計算の結果が50万円を超える場合は50万円と記載してください。

3 補助金交付決定等(様式2・様式3)

Q 3-1 申請する際に添付した購入予定機器について、「令和4年度フィットテスト測定機器購入補助金交付決定通知書」(以下「交付決定通知書」という。)を受け取った後に変更することができますか。

A 3-1 申請した機器の変更はできませんので、申請する際は販売者とも相談の上慎重に機器を選定いただきますようお願いいたします。

Q 3-2 不交付決定通知書を受け取りました。決定に対する不服申立てを行えるのでしょうか。

A 3-2 補助金の不交付決定は、権利を制限し又は義務を課す行政処分には該当しないので、不服申立てをすることができません。

4 購入報告・補助金請求書(様式4)

Q 4-1 フィットテスト測定機器(以下「測定機器」という。)購入は、申請後直ちに行ってよろしいでしょうか。

A 4-1 測定機器の購入は交付決定通知書の受理後に行ってください。決定通知書の日付より前に購入した測定機器への補助は認められません。

Q 4-2 納品書をもらいましたが、その写しを添付する必要はないのでしょうか。

A 4-2 必要です。納品書の写しは補助金交付規程様式4「購入報告・補助金請求書」(以下「補助金請求書」という。)に必ず添付して送付ください。

Q 4-3 補助金請求書に添付すべき書類の「銀行取引明細書（振込証明書）」とは何でしょうか。

A 4-3 購入代金を振込みで支払った場合に、振込者、振込先、振込金額、振込日を証明する書類をいいます。ネットバンキングを利用した場合は振込み後に銀行の画面からダウンロードできるようになっています。

なお、振込手続きを行い、振込予定日が記載された書類では「予定」を示す書類であり、ここでいう証明書にはなりません。

Q 4-4 第 2 期公募期間で交付決定通知書を受け取った後、業者に機器購入を申し込みましたが、納品が補助金請求書提出期限（令和 5 年 2 月 28 日）までに間に合わないと業者から言われました。猶予できますか。

A 4-4 猶予できません。交付決定通知書を受け取った申請者が補助金の支払いを受けるためには、測定機器購入元からの請求書、領収書及び納品書を添付した補助金請求書を令和 5 年 2 月 28 日までに必ず提出しなければなりません。もしこの期限までに提出できなかった場合は、補助金の支払いを受けることができなくなります。

5 購入後の管理等

Q 5-1 リーフレットのおもて面最下行の「2 この補助金によって購入した測定機器は、適切に管理することが求められます。」と記載していますが、管理について留意すべき事項についてご教示ください。

A 5-1 補助金交付規程第 14 条（財産の管理）を参照願います。

Q 5-2 本件補助金の交付を受けて購入した測定機器について、会社の事情から手放すことを決めました。どのような手続きを取ればよいでしょうか。

A 5-2 2028 年（令和 10 年）3 月 31 日以前に処分等する場合は、あらかじめ厚生労働大臣に補助金交付規程様式 7 を提出し、承認が下りた後に測定機器の処分等を行ってください。